

核融合科学研究所安全衛生管理規則

制 定 平成16年4月20日 規則第3号
最終改正 令和 6年3月 5日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、自然科学研究機構安全衛生管理規程（平成16年規程第22号。以下「規程」という。）第4条に基づき、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）における安全衛生の管理活動を充実し、労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を明らかにし、職員の安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(他の規則との関連)

第2条 研究所の安全衛生管理に関して必要な事項は、労働安全衛生法関連法令（以下「法令」という。）及びこの規則に定めるところによる。

2 研究所は必要に応じ各種作業手続き、危害予防規則等を設けることがある。

(研究所の責務)

第3条 研究所は、法令及びこの規則の定めるところに基づき、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における職員の安全と健康を確保するものとする。

(職員の責務)

第4条 職員は、研究所が法令及び本規則に基づき講ずる措置に積極的に協力し、労働災害の防止及び健康保持増進に努めなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者)

第5条 研究所に規程第2条第2項に基づく総括安全衛生管理者をおく。

2 総括安全衛生管理者は、所長とする。

3 総括安全衛生管理者は、安全管理者、衛生管理者を指揮し、次の各号に掲げる事項を総括管理する。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- (3) 健康診断の実施その他健康保持増進のための措置に関すること
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害の防止に関すること

(総括安全衛生管理者の代理者)

第6条 総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは代理者を選任するものとする。

2 代理者は所長が選任又は解任する。

(安全管理者)

第7条 研究所に安全管理者を置く。

2 安全管理者は、法令で定める資格を有する者または安全管理の業務に関し平成18年10月において2年以上の経験を有する者のうちから所長が指名又は解除する。

3 安全管理者は、次の各号に掲げる事項を管理する。

(1) 建築物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置

(2) 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検及び整備

(3) 作業の安全についての教育及び訓練

(4) 発生した災害原因の調査及び対策の検討

(5) 消防及び避難の訓練

(6) 作業主任者その他安全に関する補助者の監督

(7) 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録

(8) 混在作業における安全上の必要な措置

(9) 前各号に掲げるもののほか、安全管理に関する必要な事項

(安全管理者による巡視及び権限の付与)

第8条 安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、安全管理者に対し、安全に関する措置をなし得る権限を与えるものとする。

(衛生管理者)

第9条 研究所に法令に基づく衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、法令で定める資格を有する者のうちから所長が選任又は解任する。

3 衛生管理者は、次の各号に掲げる事項を管理する。

(1) 健康に異常のあるものの発見及び処置

(2) 作業環境の衛生上の調査

(3) 作業条件、施設等の衛生上の改善

(4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備

(5) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項

(6) 職員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成

(7) 混在作業における衛生上の必要な措置

(8) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備

(9) 前各号に掲げるもののほか衛生に関する必要な事項

(衛生管理者の定期巡視及び権限の付与)

第10条 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えるものとする。

(衛生管理担当者及び安全管理担当者)

第11条 研究所に衛生管理担当者及び安全管理担当者を置く。

2 衛生管理担当者は衛生管理者の事務を補助するものとし、安全管理担当者は安全管理者の事務を補助するものとする。

3 衛生管理担当者及び安全管理担当者は所長が指名又は解除する。

(産業医)

第12条 研究所に法令に基づく、産業医を置く。

2 産業医は、所長が選任又は解任する。

3 産業医の業務は、次の各号に掲げる事項で医学的分野を中心に管理するものとする。

(1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること

(2) 作業環境の維持管理に関すること

(3) 作業の管理に関すること

(4) 前三号にかかげるもののほか、職員の健康管理に関すること

(5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること

(6) 衛生教育に関すること

(7) 職員の健康障害の原因に関する調査及び再発防止のための医学的措置に関すること

4 産業医は、前項各号に掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

(産業医による定期巡視及び権限の付与)

第13条 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、産業医に対し、前条第3項に規定する事項をなし得る権限を与えるものとする。

(作業主任者)

第14条 研究所内の法令に定める作業を行う作業場に、作業主任者を置く。

2 作業主任者は、法令で定める資格を有するもののうちから管理部、技術部、研究部等の管理者が選任又は解任する。

3 作業主任者は、法令で定める職務を行うものとする。

4 管理者は、第1項の作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場のみやすい箇所に掲示する等により、関係作業者に周知するものとする。

(安全衛生委員会)

第15条 研究所に安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

(安全管理者等に対する教育等)

第16条 研究所は、研究所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれを受ける機会を与えるように努めるものとする。

第3章 安全衛生対策

(危険防止措置)

第17条 研究所は、次の危険を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- (2) 爆発性、発火性の物、引火性の物等による危険
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- (4) 採掘、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険
- (5) 職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所に係る危険

2 研究所は、職員の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(健康障害防止措置)

第18条 研究所は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- (2) 放射線、レーザー、赤外線及び紫外線等の有害光線並びに高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- (3) 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- (4) 排気、排液又は残さい物による健康障害

(健康障害環境保全措置)

第19条 研究所は、職員を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他職員の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講ずるものとする。

(作業環境測定)

第20条 研究所は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、法令で定めるもの

について、法令で定めるところにより、必要な環境測定を行い、その結果を記録するものとする。

2 研究所は、前項の結果の評価を行い記録するとともに、必要があると認められるときは、法令で定めるところにより、適切な措置を講ずるものとする。

(設備等の使用等の制限)

第21条 研究所は、ボイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等で、法令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）は法令で定める検査を受けたものでなければ職員に使用させてはならないものとする。

2 研究所は、特定機械等以外の機械等で、危険もしくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険もしくは健康障害を防止するため使用するもののうち、法令で定めるものは法令で定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならないものとする。

(計画の届出等)

第22条 研究所は、特定機械等、又は機械等で法令で定めるものを設置、移転、又は主要構造部分を変更しようとするときは法令で定めるところにより届け出るものとする。

(設備等の検査)

第23条 研究所は、特定機械等、及び機械等について、法令及び所内点検基準に定めるところにより点検整備を実施し、その結果を記録保存するものとする。

(作業前点検)

第24条 機械等を使用する職員は、その日の作業を開始する前に機械等の点検を行わなければならない。

2 前項の点検の結果、異常を認めたときは、直ちに是正しなければならない。ただし、是正の困難な場合は、使用禁止又は立入り禁止等の応急措置を講じ、速やかに研究所に報告しなければならない。

(製造等の禁止等)

第25条 職員は、黄りんマッチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他職員に重度の健康障害を生ずる物で、法令で定めるものは製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、法令で定める要件に該当するときは、あらかじめ、研究所の許可を受けなければならない。

2 ジクロルベンジジン、ジクロルベンジジンを含有する製剤その他の職員に重度の健康障害を生ずるおそれのある物で、法令で定めるものを製造しようとするものは、あらかじめ、研究所の許可を受けなければならない。

(安全衛生教育)

第26条 研究所は、安全衛生に関する知識及び技能を習得させることによって労働災害防止に役立たせるため、次の教育を行うものとする。

- (1) 雇入れ時教育, 作業内容変更時教育
- (2) 危険・有害業務従事者特別教育
- (3) 作業員教育・その他監督者安全衛生教育
- (4) その他安全衛生の水準の向上を図るため, 危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育

第4章 健康の保持, 推進措置

(健康診断)

第27条 研究所は, 職員に対し法令で定めるところにより, 次の各号に掲げる健康診断を行うものとする。

(1) 一般健康診断

- ア 採用時健康診断
- イ 定期健康診断
- ウ 特定業務従事者の健康診断
- エ 海外派遣職員の健康指診断
- オ その他法令で定める健康診断

(2) 特殊健康診断

- ア 有害な業務で, 法令で定めるものに従事する職員の健康診断
- イ 有害な業務で, 法令で定めるものに従事させたことのある職員で, 現に使用している職員の健康診断
- ウ 有害な業務で, 法令で定めるものに従事する職員の歯科医師による健康診断

2 職員は, 前項の規定により研究所が行う健康診断を受けなければならない。ただし, 研究所の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合において, 他の医師又は歯科医師の行うこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け, その結果を証明する書面を研究所に提出したときは, この限りではない。

3 健康診断の事務に従事した者は, その業務上知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。

(健康診断実施後の措置)

第28条 研究所は, 前条第1項の規定による健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された職員にかかるものに限る。)に基づき, 当該職員の健康を保持するために必要な措置について, 法令の定めるところにより, 医師又は歯科医師の意見を聞くものとする。

2 研究所は前号の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し, その必要があると認めるときは, 当該職員の実情を考慮して, 法令の定めるところにより適切な措置を講ずるものとする。

3 研究所は, 前条第1項の健康診断を受けた職員に対し, 遅滞なく, 当該健康診断の結

果を通知するものとする。

4 研究所は、前条第1項の健康診断の結果に基づき、法令で定める健康診断個人票を作成し、これを5年間保存するものとする。健康診断個人票には第1項で聴取した医師又は歯科医師の意見を記載するものとする。

5 研究所は、前条第1項の健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、法令に定める定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

（病者の就業禁止）

第29条 研究所は、伝染性の疾病その他の疾病で次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止するものとする。

（1） 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者（ただし、伝染予防の措置をした場合を除く。）

（2） 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

（3） 前各号に準ずる疾病で法令の定める疾病にかかった者

2 研究所は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見を聞くものとする。

（就業制限）

第30条 研究所は、クレーンの運転その他の業務で、法令で定めるものについては法令で定める当該業務に係る免許を受けた者又は法令で定めた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他法令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせないものとする。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行ってはならない。

3 第1項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証等を携帯していなければならない。

（妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限）

第31条 研究所は、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性（以下「妊産婦」という。）を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせないものとする。

2 研究所は、妊産婦以外の女性を、法令で定める女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務に就かせないものとする。

（年少者に係る危険有害業務の就業制限）

第32条 研究所は、満18才に満たない者に、法令で定める危険有害な業務に就かせないものとする。

（作業時間の制限）

第33条 研究所は、健康障害を生ずるおそれのある業務で、法令の定めるものに従事さ

せる職員については、法令の定める作業時間についての基準に違反して、当該業務に従事させないものとする。

（中高年齢職員等に対する配慮）

第34条 研究所は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行うように努めるものとする。

（健康教育等）

第35条 研究所は、職員に対する健康教育、健康相談及びその他職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めるものとする。

2 職員は、前項の研究所が講ずる措置を利用してその健康の保持増進に努めなければならない。

（異常時の措置）

第36条 職員は、勤務中に負傷し、又は発病したときは、直ちに管理者にその旨を申し出て、医師の診断を受けなければならない。

2 前項の申し出を受けた管理者は、適切な措置をとるとともに、直ちに安全管理者、又は衛生管理者に報告しなければならない。

3 職員は、事故又は災害の発生若しくは発生するおそれのある事態を発見したときは、適切な措置をとるとともに、所定の緊急連絡網により他の職員に通報しなければならない。

4 研究所は、前項の報告を受けたときは直ちに作業を中止させ、職員を作業場から退避させる等必要な指示をするとともに、原因の調査と再発防止のための措置を講ずるものとする。

5 研究所は、第1項から4項までの措置を的確かつ円滑に講ずることができるようにするため、避難設備、救命用具等の整備、職員の防火訓練等の措置を行うものとする。

第5章 長時間勤務者等への産業医による面接指導等

（長時間勤務者等への産業医による面接指導等の実施）

第37条 研究所は、長時間にわたる勤務等による職員の心身の健康障害の防止を図るため、産業医による面接指導等を実施するものとする。

（面接指導の対象者）

第38条 産業医による面接指導を行わなければならない職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）休憩時間を除き1週間当たり38時間45分を超える勤務時間（以下「時間外労働時間等」という。）の合計が、月80時間を超えた者

（2）時間外労働時間等の合計が、3か月連続して月45時間を超えた者

（3）その他、健康上の不安を有している者で、自ら面接指導の申出を行った者

2 前項第1号及び第2号の規定に定める時間外労働時間等の算定は、月ごとに勤務時間報告書等で行うものとする。

(面接指導の実施)

第39条 産業医による面接指導は、前条第1項第1号及び第2号に該当することとなった月の翌月、又は同項第3号の申出があった日から原則として1月以内に実施するものとする。

(面接指導に準ずる措置)

第40条 産業医は、第38条の規定にかかわらず、長時間にわたる勤務による職員の業務環境、勤務時間等について必要と認めれば、総括安全衛生管理者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告できるものとする。

第6章 職場復帰支援

(職場復帰支援)

第41条 研究所は、職員がメンタルヘルスの不調により長期にわたり休業した場合に、当該職員ができる限り円滑に職場復帰し、業務が継続できるよう休業開始から通常業務への復帰までの支援策を定めるものとする。

第7章 心の健康づくり計画

(心の健康づくり計画の策定)

第42条 研究所は、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号)に沿って、研究所職員の心の健康の保持増進活動に取り組むための具体的事項について「心の健康づくり計画」を定めるものとする。

第8章 雑則

(機械、施設の一時使用者に対する通知)

第43条 研究所は、研究所職員以外の者に機械等又は施設を一時的に使用させる場合には、その安全な使用に関し、使用者に必要な事項を通知するものとする。

(職員以外の者への準用)

第44条 この規則は、職員以外の者で研究所の業務に従事する者に準用する。

(細部事項の定め)

第45条 この規則の実施に必要な事項は、所長が別に定める。

附 則 (平成16年規則第3号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 7 号）

この規則は、平成 21 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 3 月 5 日から施行する。